

## 議案第 7 号

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 27 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

### 提案理由

職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について必要な事項を定めるため、提案するものであります。

調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(職員の任期を定めた採用)

第3条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とさ

れる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第4条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第5条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

（任期の特例）

第6条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第4条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により第4条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第4条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

（任期の更新）

第7条 任命権者は、第3条から第5条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（給与に関する特例）

第8条 第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	370,500
2	417,500
3	467,200
4	532,800
5	607,200
6	691,000
7	777,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて規則で定める基準に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、その給料

月額を同表に掲げる 7 号給の給料月額にその額と同表に掲げる 6 号給の給料月額との差額に 1 からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第 2 項の規定による号給の格付け、第 3 項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員に対する調布市職員の給与に関する条例の規定の適用)

第 9 条 特定任期付職員に対する調布市職員の給与に関する条例（昭和 30 年調布市条例第 21 号）第 2 条の規定の適用については、同条中「勤勉手当等」とあるのは「勤勉手当、調布市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 27 年調布市条例第 号）に定める特定任期付職員業績手当等」とする。

(調布市職員の給与に関する条例の適用除外)

第 10 条 調布市職員の給与に関する条例第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 8 条の 3、第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 17 条の 4 及び第 18 条の規定中勤勉手当に関する部分は、特定任期付職員には適用しない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(調布市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

2 調布市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 15 年調布市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「及び第

28条の6第2項の規定により採用された職員」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「前項」を「第2項の規定により、任期付短時間勤務職員にあっては前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書、第4条第1項ただし書及び第2項本文、第15条第1項並びに第19条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

（調布市職員の給与に関する条例の一部改正）

3 調布市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（通則）」に改め、同条中「この条例は、」を削り、「必要な事項を定めるものとする」を「は、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる」に改める。

第3条第1項中「に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「及び第28条の6第2項の規定により採用された職員」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第4条第1項又は第5条の規定により採用された職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。ただし、任期付職員法第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料の月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて

得た額とする。

第9条第2項第2号中「のうち」を「及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）のうち」に改める。

第12条第1項第2号及び第15条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第16条第5項中「又は第28条の6」を「，第28条の6」に，「第2項の規定」を「第2項又は任期付職員法第5条の規定」に，「再任用職員」を「再任用職員等」に改め，同条第6項を同条第7項とし，同条第5項の次に次の1項を加える。

6 任期付職員法第3条第1項の規定により採用された職員に支給する期末手当に対する第4項の規定の適用については，同項中「100分の260」とあるのは，「100分の320」とする。

第17条第4項及び第18条の2中「再任用職員」を「再任用職員等」に改める。

（調布市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

4 調布市職員の退職手当に関する条例（昭和30年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条」に改める。